

別 表

- A－ 1 地方創生道整備推進交付金事業
- A－ 2 農山漁村地域整備交付金事業
- C－ 1 森林整備地域活動支援推進事業
- C－ 2 森林整備地域活動支援交付金事業
- D－ 1 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業
(1) 間伐材生産
- D－ 2 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業
(2) 路網整備・機能強化
- D－ 3 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業
(3) 先進的な林業機械等整備
- D－ 4 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業
(4) 木材加工流通施設等整備
- D－ 5 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業
(5) 特用林産物省エネルギー化施設等整備
- D－ 6 林木育種事業
(民間事業者による苗木増産の支援)
- E－ 1 にいがたフォレスト・ワーク支援事業
(緑の新規就業対策(緑の青年就業準備給付金))
(緑の新規就業対策(就業意欲喚起対策))
(担い手確保対策(新規就業者確保対策))
(基幹林業就業者等養成)・(意欲ある林業経営体育成)
(担い手確保対策(森林(もり)の事業体育成支援事業))
(担い手確保対策(新規参入事業体実践サポート事業))
(林業労働災害防止対策)
- J－ 1 林業・木材産業循環成長対策事業
(1) 間伐材生産
- J－ 2 林業・木材産業循環成長対策事業
(2) 路網整備・機能強化
- J－ 3 林業・木材産業循環成長対策事業
(3) 省力・低コスト再造林対策
- J－ 4 林業・木材産業循環成長対策事業
(4-1) 先進的な林業機械等の整備
(4-2) 林業経営育成対策(林業機械リース支援)
- J－ 5 林業・木材産業循環成長対策事業
(5) 木材加工流通施設等の整備
- J－ 6 林業・木材産業循環成長対策事業
(6) 木質バイオマス利用促進施設の整備
- J－ 7 林業・木材産業循環成長対策事業
(7) 特用林産振興施設等の整備
- J－ 8 林業・木材産業循環成長対策事業
(8) 木造公共建築物等の整備
- J－ 9 林業・木材産業循環成長対策事業
(9) 木材流通施設復旧対策
- J－ 10 林業・木材産業循環成長対策事業
(10) きのこ生産施設等復旧対策
- J－ 11 林木育種事業
(11) コンテナ苗生産基盤施設等の整備

別表

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
A-1	地方創生道整備 推進交付金事業	市町村	<p>1 農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙6に定められた事業の採択基準を満たす林道の開設又は改良に関する経費</p> <p>2 前号に掲げる林道の開設又は改良のうち森林環境保全整備事業実施要領の別表2の事業区分欄の第1の1から3までに定められた事業の採択基準を満たすものと一体的に実施する農道等の改良であって、同表の事業区分欄の第1の9に定められた事業の採択基準を満たすものに要する経費(ただし、同表の第1の9において「事業計画」とあるのは「認定地域再生計画」と読み替える。)</p>	<p>1 森林管理道開設の場合 当該経費の7/10以内(ただし、平成14年度以前からの継続路線は当該経費の8/10以内)</p> <p>2 改良の場合 ①幹線 当該経費の7/10以内 ②その他の場合 当該経費の1/2以内</p> <p>3 舗装の場合 ①幹線 当該経費の4/6以内 ②その他の場合 当該経費の8/15以内</p> <p>一体的に実施する事業の交付の基準に準じる</p>		<p>1 市町村が単年度交付額の1/2未満の範囲で、かつ、他の施設の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てる場合 (地方創生道整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け、28農振第150号・国道環安第8号)第6の3)</p> <p>2 事業内容における次の変更以外の変更 ① 地方創生道整備推進交付金交付要綱第6の2の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更 ② 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更</p>	別記(地方創生道整備推進交付金事業)の様式による。

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
A-1			3 農山漁村地域整備交付金事業実施要領 の別紙6に定められた事業の採択基準 を満たす既設林道の保全対策に要する 経費	当該経費の1/2			
A-2	農山漁村地域 整備交付金事業	市町村又は 森林組合	1 森林法(昭和26年法律第249号) 第5条第1項の地域森林計画(以下 「地域森林計画」という。)に定める 林道の開設又は拡張に要する経費 2 国が補助の対象とする林道点検 診断・保全整備に要する経費	1 森林管理道・林業 専用道開設の場合 当該経費の7/10以内 (ただし、平成14年度以 前からの継続路線は当 経費の8/10以内 2 改良の場合 ①幹線 当該経費の7/10以内 ②その他の場合 当該経費の1/2以内 3 舗装の場合 ①幹線 当該経費の4/6以内 ②その他の場合 当該経費の8/15以内 当該経費の1/2		1 事業計画地の変更 2 林道の新設又は廃 止 3 林道の開設延長の 30%を超える増減	別記(林道関係交付金) の様式による。
C-1	森林整備地域活 動支援推進事業	市町村	市町村が森林整備地域活動支援推進 事業実施要領の規定に基づいて行う事業 に要する次の経費 1 推進等に要する経費 2 確認事務に要する経費 3 交付事務に要する経費	当該経費の1/2以内		交付対象経費の30%を 超える減額	別記(森林整備地域 活動支援推進事業) の様式による。

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
C-2	森林整備地域活 動支援交付金事 業	市町村	市町村が森林整備地域活動支援交付 金事業実施要領に基づいて交付金を交 付するのに要する経費	基準額：定額 加算額： 市町村が県の補助金と連携 して、一体的に交付金の交付 を行う場合に、上限額を定額と して、基準額を控除した額の 1/2を補助する。 (ただし、市町村の交付金額 を超えない額とする)		交付対象経費の30%を 超える減額	別記(森林整備地域 活動支援交付金事業) の様式による。
			1 森林経営計画作成促進 (1)経営委託 (2)共同計画等 (3)間伐促進 (4)不在村森林所有者加算	基準額 28,000円/ha 上限額 56,000円/ha 基準額 6,000円/ha 上限額 12,000円/ha 基準額 22,000円/ha 上限額 44,000円/ha 基準額 8,000円/ha 上限額 16,000円/ha			
			2 森林境界の明確化 (1)地上法(簡易な測量)による森林境界 の測量 (2)不在村森林所有者加算 (3)地上法(精度の高い測量)による森林 境界の測量 (4)航測法を活用した森林境界の測量 (5)森林境界案の作成	基準額 31,000円/ha 上限額 62,000円/ha 基準額 8,000円/ha 上限額 16,000円/ha 基準額 40,000円/ha 上限額 80,000円/ha 基準額 43,000円/ha 上限額 86,000円/ha 基準額 28,000円/ha 上限額 56,000円/ha			
			3 森林所有者の探索	基準額 3,000円/ha 上限額 6,000円/ha			
			4 森林経営計画作成・森林境界の明確 化に向けた条件整備	基準額 26,000円/ha 上限額 52,000円/ha			

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
D-1	合板・製材・集成材 国際競争力強化 ・花粉削減総合 対策事業 (1)間伐材生産	市町村、森林整備 法人等及び知事 が選定した林業経 営体(以下「選定 経営体」という。)	次の各号の事業を行うに要する経費 1 間伐材の生産(不用木の除去(侵入竹を含む)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込、その他附帯施設整備(林内作業場、土場等))の実施 2 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け、森林作業道の整備)	定額(知事が別に定める定額単価以内とする。)			別記(合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業(間伐材生産))の様式による。
D-2	合板・製材・集成材 国際競争力強化 ・花粉削減総合 対策事業 (2)路網整備・機能 強化	市町村、森林整備 法人等及び選定 経営体	次の各号の事業を行うに要する経費 1 生産基盤強化区域内で行う 林業専用道(規格相当)整備 ①林業専用道(規格相当)整備(関連条件整備活動を含む) ②既設林業専用道(規格相当)及び森林作業道の補強 ③既設林道施設の点検診断	1-① 定額(施設一体型以外) (原則、事業実施主体ごとの林業専用道(規格相当)整備の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分(15度未満)は1メートル当たり平均3万5千円、B区分(15度以上25度未満)は1メートル当たり平均3万8千円、C区分(25度以上)は1メートル当たり平均4万1千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額の範囲内) 1-① 定額(施設一体型) (原則として事業実施主体ごとの林業専用道(規格相当)整備の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分(15度未満)は1メートル当たり平均5万0千円、B区分(15度以上25度未満)は1メートル当たり平均5万3千円、C区分(25度以上)は1メートル当たり平均5万6千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額の範囲内)			別記(合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業(路網整備))の様式による。

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
D-2	合板・製材・集成材 国際競争力強化 ・花粉削減総合 対策事業 (2)路網整備・機能 強化	市町村、森林整備 法人等及び選定 経営体	<p>2 生産基盤強化区域内で行う森林作業道整備(関連条件整備活動及び既設森林作業道の補強を含む)</p> <p>3 生産基盤強化区域内及び生産基盤強化区域と製材工場等を結ぶ既設林道等の機能強化 ①既設林道の機能強化(単独型) ②既設林業専用道、既設林業専用道(規格相当)の機能強化(単独型) ③1-①で開設する林業専用道(規格相当)の機能強化(一体型)</p>	<p>1-② 定額(原則として事業実施主体ごとの林業専用道(規格相当)の合計事業費の10%の範囲内)</p> <p>1-③ 定額(原則として事業実施主体ごとの林業専用道(規格相当)の合計事業費の20%の範囲内)</p> <p>2 定額(原則として事業実施主体ごとの林業専用道の開設延長の合計に、1メートル当たり平均2千円を乗じた金額の範囲内)</p> <p>3-① 事業費の1/2以内(ただし事業費は、舗装以外の場合は1箇所につき40万円以上900万円未満、舗装の場合は1路線につき40万円以上2,400万円未満)</p> <p>3-② 事業費の1/2以内(ただし事業費は、舗装以外の場合は1箇所につき40万円以上200万円未満、舗装の場合は1路線につき40万円以上200万円未満)</p> <p>3-③ 事業費の1/2以内</p>			

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
D-3	合板・製材・集成材 国際競争力強化 ・花粉削減総合 対策事業 (3)先進的な林業 機械等整備	市町村、森林整備 法人等、選定経営 体及び貸付を行う 事業を実施するも の(林業労働力の 確保の促進に関す る法律(平成8年法 律第45号)第11条 第1項に基づく林業 労働力確保支援セ ンター、森林組合連 合会その他知事が 認めるもの)	先進的な林業機械等の整備に要する経費	定額(1/2以内。ただし、合板・ 製材・集成材国際競争力強 化・花粉削減総合対策実施要 領(平成28年1月20日付け27 林整計第237号林野庁長官通 知)の別表1の第1の3の4及 び第2の3において、林業機械 の整備【素材生産型】として種 目分けされる機械は、事業実 施体の機械購入費について、 素材生産量(事業完了の翌年 度を始期とする3年間の年平 均計画)1,000立方メートル当 たり200万円とし、その助成額 の上限は購入価格の1/2、林 業用四輪駆動ダンプトラックに ついては、1/4とする。 ただし、下記(1)～(3)に該 当する場合の定額の単価はそ れぞれ記載のとおりとする。 また、同一事業実施主体が 複数台機械を整備する場合 は、それぞれの機械に対し適 用する。			別記(合板・製材・集成 材国際競争力強化・花粉 削減総合対策事業(先進 的な林業機械等整備)) の様式による。

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
D-3	合板・製材・集成材 国際競争力強化 ・花粉削減総合 対策事業 (3)先進的な林業 機械等整備	市町村、森林整備 法人等、選定経営 体及び貸付を行う 事業を実施するも の(林業労働力の 確保の促進に関す る法律(平成8年法 律第45号)第11条 第1項に基づく林業 労働力確保支援セ ンター、森林組合連 合会その他知事が 認めるもの)	先進的な林業機械等の整備に要する経費	(1)東日本大震災に対処する ための特別の財政援助及び 助成に関する法律 第二条第 二項及び第三項の市町村を 定める政令(平成23年政令第 127号)別表第一に掲げる市 町村(以下この項目において 「被災地域」という。)におい て実施する場合は、素材生産 量1,000立方メートル当たり300万 円とし、その助成額の上限は 購入価格の1/2とする。 (2)原木を製品の原材料として 利用する事業者又は当該者と 連携して素材生産に取り組む 者で、素材生産量の現状値が 10,000立方メートル以上ある 場合は、素材生産量1,000立 方メートル当たり300万円とし、 その助成額の上限は購入価 格の1/2とする。(合板・製材・ 集成材国際競争力強化・花粉 削減総合対策交付金交付等 要綱別表のⅡの3の事業を実 施する場合のみ) (3)原動機として、内燃機関と 電動機を備えたハイブリット油 圧ショベルをベースマシンとす る機械を整備する場合は、当 該機械を整備する事業実施主 体の機械購入費について、素 材生産量1,000立方メートル当 たり240万円(被災地域におい ては360万円)とし、その助成 額の上限は購入価格の1/2と する。			

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
D-4	合板・製材・集成材 国際競争力強化 ・花粉削減総合 対策事業 (4)木材加工流通 施設等整備	市町村、森林組 合、生産森林組 合、森林組合連 合会、林業者等の 組織する団体、木 材関連業者等の 組織する団体、地 域材を利用する法 人及び地方公共 団体等の出資する 法人その他知事が 認めるもの	次の事業を行うに要する経費 国際競争力・木材供給基盤強化対策 (木材産業の輸出促進・体質強化対策) 1 木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化) (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備 2 木材加工流通施設等整備 (低コスト化) (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備 3 品目転換施設整備 (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備 4 高度加工処理施設整備 (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備 5 木材加工流通施設等整備 (供給力強化) (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備 6 木材加工流通施設等整備 (JAS構造用製材供給力強化) (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備 7 木材加工流通施設等整備・品目転換 施設整備・高度加工処理施設整備附帯 事業 (1～5の施設整備導入の効率的かつ円滑 な実施を図るために必要となる調整活動、 実践的知識及び技術の習得活動等)	定額(1/2以内)			別記(合板・製材・集成 材国際競争力強化・花粉 削減総合対策事業(木材 加工流通施設等整備)) の様式による。

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
D-4	合板・製材・集成材 国際競争力強化 ・花粉削減総合 対策事業 (4)木材加工流通 施設等整備	市町村、森林組 合、生産森林組 合、森林組合連 合会、林業者等 の組織する団体、木 材関連業者等の 組織する団体、地 域材を利用する法 人及び地方公共 団体等の出資する 法人その他知事が 認めるもの	<p>花粉の少ない森林への転換促進緊急 総合対策(スギ材の需要拡大対策)</p> <p>1 木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化) (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備</p> <p>2 木材加工流通施設等整備 (低コスト化) (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備</p> <p>3 品目転換施設整備 (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備</p> <p>4 高度加工処理施設整備 (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備</p> <p>5 木材加工流通施設等整備 (供給力強化) (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備</p> <p>6 木材加工流通施設等整備 (JAS構造用製材供給力強化) (1) 加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備</p> <p>7 スtock強化</p> <p>8 木材加工流通施設等整備・品目転換 施設整備・高度加工処理施設整備 ・スtock強化附帯事業 (1～6の施設整備導入の効率的かつ円滑 な実施を図るために必要となる調整活動、 実践的知識及び技術の習得活動等)</p>				

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
D-5	合板・製材・集成材 国際競争力強化 ・花粉削減総合 対策事業 (5)特用林産物 省エネルギー化 施設等整備	市町村、森林組合、 生産森林組合、 森林組合連合会、 農業協同組合、 農業協同組合連 合会、農事組合 法人、林業者等の 組織する団体、 地方公共団体等 が出資する法人、 地域材を利用する 法人、おが粉等生 産者及び特認団体 (工種ごとの事業 実施主体に該当 する者(特認団体 を除く。)の有する 議決権の合計が 議決権全体の過半 を占める団体又は その他知事から 国へ協議を行った 団体をいう。)	次の事業を行うに要する経費 1 特用林産物生産基盤整備 2 特用林産物生産施設整備 3 特用林産物加工流通施設整備 4 廃床等活用施設整備 5 特用林産物獣害対策施設整備	定額(1/2以内)			別記(合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業(特用林産物省エネルギー化施設等整備))の様式による。
D-6	林木育種事業 (民間事業者による 苗木増産の支援)	都道府県、市町村、林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者並びにその認定を受ける見込みの者その他都道府県知事等が認める団体等	次の事業を行うに要する経費 コンテナ苗生産基盤施設等整備 1 コンテナ苗生産基盤施設等 2 コンテナ苗生産機械器具 3 コンテナ苗生産資材	事業費については定額 国庫充当率は、事業計画期間内におけるコンテナ苗増産本数が1万本未満については4/10以内、1万本以上5万本未満については1/2以内、5万本以上については6/10以内 附帯事務費については1/2以内			別記(林木育種事業(民間事業者による苗木増産の支援))の様式による。

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
E-1	にいがたフォレスト・ ワーク支援事業						
	(緑の新規就業 対策のうち緑の 青年就業準備給 付金)	県の認定する研修 機関において研修 を受ける者	林業への就業に向けて研修を受ける者に対 して給付する資金	定額(1人当たり125万円を上 限とする。)			別記(にいがたフォレスト・ワー ク支援事業(緑の青年就業 準備給付金)) の様式による。
	(緑の新規就業 対策のうち就業 意欲喚起対策)	新潟県林業労働力 確保支援センター	1 林業への就業意欲を喚起するイベント等 の実施に要する経費	当該経費の10/10以内	1、2に掲げる経費 の皆増又は皆減	3で実施する技能研修の 区分の新設又は廃止	別記(にいがたフォレスト・ワー ク支援事業(緑の新規就業 対策・担い手確保対策・基 幹林業就業者等養成・意 欲ある林業経営体育成)) の様式による。
	(担い手確保対 策のうち新規就 業者確保対策)		2 林業への就業を希望する者に対する就業 相談会の開催、情報誌の発行等に要する経 費				
	(基幹林業就業 者等養成) (意欲ある林業 経営体育成のう ち森林施業プラ ンナー研修)		3 林業就業者に対する技能研修の実施に 要する経費				
	(意欲ある林業 経営体育成のう ち経営力向上支 援及び経営指導 専門家派遣)		4 研修修了者名簿の管理その他の事務に 要する経費		5に掲げる経費の皆 増又は皆減		
			5 経営基盤強化及び雇用条件の改善に関 するセミナーの開催に要する経費				
			6 経営指導専門家派遣に要する経費		当該経費の1/2以内		
	(担い手確保対 策のうち「森林 (もり)の事業体 育成支援事業」)	林業事業体	1 他業種等と協業して実施するOJTに要す る経費 2 新規参入事業体が講師を確保して実施す るOJTに要する経費	定額(指導員1人当たり日額 10,000円とし、別途実施要領 による。)			別記(にいがたフォレスト・ワー ク支援事業(森林(もり)の 事業体育成支援)) の様式による。
	(担い手確保対 策のうち「新規参 入事業体実践サ ポート事業」)	素材生産事業体	高性能林業機械のレンタル経費	標準経費の1/3以内			別記(にいがたフォレスト・ワー ク支援事業(新規参入事業 体実践サポート)) の様式による。
	(林業労働災害 防止対策)	林業・木材製造業 労働災害防止協会 新潟県支部	次の各号の事業に要する経費 一 安全衛生指導員による巡回指導 二 伐木特別教育等講師養成 三 一人親方等特殊健康診断 四 蜂アレルギー抗体検査	当該経費の1/2以内	対象となる経費の 30%を超える増減		別記(にいがたフォレスト・ワー ク支援事業(林業労働災害 防止対策)) の様式による。

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
J-1	林業・木材産業 循環成長対策 事業 (1) 間伐材生産	市町村、森林整 備法人等及び選定 経営体	1 間伐材生産 2 関連条件整備活動 3 市町村附帯事務費 1の経費にかかる事業の実施に関し、指導 監督等に要する経費	1、2 定額(知事が別に定める 定額単価以内とする。) 3 事業費(消費税を 除く)の0.4%を上限とし 1/2以内			別記(林業・木材産業 循環成長対策 事業(間伐材生産)) の様式による
J-2	林業・木材産業循環 成長対策事業 (2)路網整備・機能 強化	市町村、森林整備 法人及び選定経営 体	次の各号の事業を行うに要する経費 1 林業専用道(規格相当)の整備 ①林業専用道(規格相当)整備(関連条件 整備活動を含む) ②既設林業専用道(規格相当)及び森林 作業道の補強 ③既設林道施設の点検診断 2 森林作業道の整備(関連条件整備活動 を含む)	1-① 定額(原則、事業主体 ごとの林業専用道(規格相当) 整備の開設箇所(平均横断 地山傾斜により、A区分(15度 未満)は1メートル当たり平均 3万5千円、B区分(15度以上 25度未満)は1メートル当たり 平均3万8千円、C区分(25度 以上)は1メートル当たり平均 4万1千円を、各区分の開設 延長の合計に乗じた金額を合 計した額の範囲内) 1-② 定額(原則、事業主体 ごとの林業専用道(規格相当) の合計事業費の10%の範囲 内) 1-③ 定額(原則、事業主体 ごとの林業専用道(規格相当) の合計事業費の20%の範囲 内) 2 定額(原則、事業主体ごと の森林作業道の開設延長の 合計に、1メートル当たり2千円 を乗じた金額の範囲内)			別記(林業・木材産業循環 成長対策事業(路網整備・ 機能強化))の様式による

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
J-2	林業・木材産業循環 成長対策事業 (2)路網整備・機能 強化	市町村、森林整備 法人及び選定経営 体	<p>3 林道等の機能強化</p> <p>①既設林道の機能強化(単独型)</p> <p>②既設林業専用道、既設林業専用道(規格相当)の機能強化(単独型)</p> <p>③1-①で開設する林業専用道(規格相当)の機能強化(一体型)</p> <p>4 森林作業道の機能強化</p> <p>5 林業専用道(規格相当)の復旧</p> <p>6 機械器具の整備</p> <p>①レーザ計測機器整備</p> <p>②路網線形設計支援ソフト整備</p> <p>③3次元設計ソフト整備</p> <p>7 市町村附帯事務費</p> <p>1～5の経費にかかる事業の 実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>3-① 事業費の1/2以内(ただし事業費は、舗装以外の場合は1箇所につき40万円以上900万円未満、舗装の場合は1路線につき40万円以上2,400万円未満)</p> <p>3-② 事業費の1/2以内(ただし事業費は、舗装以外の場合は1箇所につき40万円以上200万円未満、舗装の場合は1路線につき40万円以上200万円未満)</p> <p>3-③ 事業費の1/2以内</p> <p>4 事業費の1/2以内(ただし事業費は、おおむね20万円以上)</p> <p>5 事業費の1/2以内(ただし事業費は、40万円以上)</p> <p>6-① 事業費の1/2以内(ただし250万円を上限とする)</p> <p>6-② 70万円を上限とする</p> <p>6-③ 135万円を上限とする</p> <p>7 事業費(消費税を除く)の0.4%を上限とし1/2以内</p>			別記(林業・木材産業循環成長対策事業(路網整備・機能強化))の様式による

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
J-3	林業・木材産業循環 成長対策事業 (3)省力・低コスト再 造林対策	市町村、森林整備 法人等及び選定経 営体、森林所有者	1 省力・低コスト造林の支援 2 機械器具の整備 3 関連条件整備活動 4 市町村附帯事務費 1の経費にかかる事業の実施に関し、 指導監督等に要する経費	定額(事業費が別途実施 要領に定める標準単価 上限以下となった場合 2/3以内、それ以外の場合 1/2以内) 3 事業費(消費税を 除く)の0.4%を上限とし 1/2以内			別記(林業・木材産業 循環成長対策事業 (省力・低コスト再造林対 策))の様式による

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
J-4	林業・木材産業循環 成長対策事業 (4-1) 先進的な林業機 械等の整備	市町村	<p>・市町村が下記1から4を実施するのに要する経費及び事業の実施に伴う下記5に掲げる経費</p> <p>・森林整備法人等、選定経営体、新たに造林事業を開始する者及び広域利用林業機械の整備を実施するもの(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、知事が林野庁長官等と協議して認める団体(以下「特認団体」という)に限る)が実施する下記1から4に要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費及び市町村が事業を推進するために要する下記5に掲げる経費</p> <p>1 林業機械作業システム整備 先進的な林業機械等の導入に要する経費</p> <p>2 効率化施設整備 効率化作業基地、林業生産施設等の整備に要する経費</p> <p>3 活動拠点施設整備 林業情報処理施設等の整備に要する経費</p> <p>4 附帯事業(1から3の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)</p> <p>5 市町村附帯事務費 1から4の経費にかかる事業の実施に関し、指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等に要する経費</p>	<p>附表1-1のとおり</p> <p>定額(1/2以内)</p> <p>定額(1/2以内)</p> <p>附帯事務費を除いた事業費総額(消費税を除く)の1割以内とし、1/2以内</p> <p>経費は1からの4の事業費(消費税を除く)の0.4%を上限とし、交付率は経費の1/2以内</p>			別記(林業・木材産業循環成長対策事業(先進的な林業機械等の整備))の様式による

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
J-4	林業・木材産業循環 成長対策事業 (4-2) 林業経営育成対 策(林業機械リース 支援)	市町村	・市町村がリースにより林業機械を導入する ために要する経費 ・森林整備法人等、選定経営体及び再貸付 けを実施するもの(林業労働力の確保の促 進に関する法律第11条第1項に規定する林 業労働力確保支援センター、森林組合連合 会、特認団体に限る)がリースにより、林業機 械を導入するために要する経費に対して、市 町村が補助するのに要する経費	定額(リース物件価格の1/4、 1/3、4/10、1/2以内)			別記(林業・木材産業循環 成長対策事業(先進的な 林業機械等の整備))の様 式による
J-5	林業・木材産業循環 成長対策事業 (5)木材加工流通施 設等の整備	市町村	・市町村が下記1、2を実施するのに要する 経費及び事業の実施に伴う下記3に掲げる 経費 ・森林組合、木材関連業者等の組織する団 体及び地域材を利用する法人等で県の事業 計画に記載された事業実施主体が実施する 下記1、2に要する経費に対して、市町村が 補助するのに要する経費及び市町村が事業 を推進するために要する下記3に掲げる経費 1 木材加工流通施設等整備 ① 木材加工流通施設整備 ② 森林バイオマス等活用施設整備 2 木材加工流通施設等整備附帯事業 1の施設整備の実施に必要な調整活動、技 術の習得活動等) 3 市町村附帯事務費 1の事業の実施に関し、指導、監督及び事業 の推進に必要な会議の開催等に要する経費	附表1-2のとおり 附帯事務費を除いた事 業費総額(消費税を除く) の1割以内とし1/2以内 事業費(消費税を 除く)の0.4%を上限とし 1/2以内			別記(林業・木材産業循環 成長対策事業(木材加工 流通施設等の整備、木質 バイオマス利用促進施設 の整備、木造公共建築物 等の整備)) の様式による

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
J-6	林業・木材産業循環 成長対策事業 (6)木質バイオマス 利用促進施設の整 備	市町村	<p>・市町村が実施する下記1, 2に要する経費 及び事業の実施に伴う下記3に掲げる経費</p> <p>・森林組合、林業者等の組織する団体、地方 公共団体等が出資する法人、PFI事業者及 び民間事業者等が実施する下記1, 2に要す る経費に対して、市町村が補助するのに要 する経費及び市町村が事業を推進するた めに要する下記3に掲げる経費</p> <p>1 木質バイオマス利用促進施設整備 ① 未利用間伐材等活用機材整備 ② 木質バイオマス供給施設整備 ③ 木質バイオマスエネルギー利用施設 整備</p> <p>2 木質バイオマス利用促進施設整備附帯 事業 (1の施設整備の実施に必要な調整活動、技 術の習得活動等)</p> <p>3 市町村附帯事務費 1, 2の経費にかかる事業の実施に関し、指 導、監督及び事業の推進に必要な会議の開 催等に要する経費</p>	<p>附表1-3のとおり</p> <p>附帯事務費を除いた事業費総 額(消費税を除く)の1割以内 とし1/2以内</p> <p>事業費(消費税を除く)の0.4% を上限とし1/2以内</p>			別記(林業・木材産業循環 成長対策事業(木材加工 流通施設等の整備、木質 バイオマス利用促進施設 の整備、木造公共建築物 等の整備)) の様式による

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
J-7	林業・木材産業循環成長対策事業(7)特用林産振興施設等の整備	市町村	<p>・市町村が事業を実施するために要する下記1, 2の経費及び事業の実施に伴う下記3に掲げる経費</p> <p>・森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体、地方公共団体等が出資する法人が事業を実施するために要する下記1, 2の経費に対して、市町村が補助するのに要する経費及び市町村が事業を推進するために要する下記3に掲げる経費</p> <p>1 事業費 実施要綱に基づいて附表1-4に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 附帯事業費 事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費</p> <p>3 市町村附帯事務費 1, 2の経費にかかる事業の実施に関し、指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費</p>	<p>附表1-4のとおり</p> <p>附帯事務費を除いた事業費総額(消費税を除く)の1割以内とし1/2以内</p> <p>事業費(消費税を除く)の0.4%を上限とし1/2以内</p>			別記(林業・木材産業循環成長対策事業(特用林産振興施設等の整備))の様式による

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
J-8	林業・木材産業循環成長対策事業 (8)木造公共建築物等の整備	市町村	<p>・市町村が事業を実施するために要する下記1、2の経費及び事業の実施に伴う下記3に掲げる経費</p> <p>・地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合、その他「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体が事業を実施するために要する下記1、2の経費に対して、市町村が補助するのに要する経費及び市町村が事業を推進するために要する下記3に掲げる経費</p> <p>1 事業費 附表1-5に掲げる木造公共施設等整備事業を行うのに要する経費</p> <p>2 附帯事業費 事業の実施に必要な調整活動及び技術の習得活動等に要する経費</p> <p>3 市町村附帯事務費 1、2の経費にかかる事業の実施に関し、指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等に要する経費</p>	<p>附表1-5のとおり</p> <p>附帯事務費を除いた事業費総額(消費税を除く)の1割以内とし1/2以内</p> <p>事業費(消費税を除く)の0.4%を上限とし1/2以内</p>			別記(林業・木材産業循環成長対策事業(木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、木造公共建築物等の整備))の様式による
J-9	林業・木材産業循環成長対策事業 (9)木材流通施設復旧対策	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人	<p>市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人が実施する下記に要する経費</p> <p>木材加工流通施設等の再整備 木材加工流通施設再整備</p>	<p>附表1-6のとおり</p>			別記(林業・木材産業循環成長対策事業(木材流通施設復旧対策))の様式による。

番号	事業名	交付金事業の 交付の対象となる もの	交付金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告 書、遂行状況報告書に添 付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
J-10	林業・木材産業循環 成長対策事業 (10)きのこ生産施設 等復旧対策	市町村、森林組合、 生産森林組合、森 林組合連合会、農 業協同組合、農業 協同組合連合会、 農事組合法人、林 業者等の組織する 団体、地方公共団 体等が出資する法 人、地域材を利用 する法人、きのこ原 木等生産者及び特 認団体	附表1-7に掲げる事業を行うのに要する経 費	附表1-7のとおり			別記(林業・木材産業循環 成長対策事業(きのこ生 産施設等復旧対策))の様 式による。
J-11	林木育種事業 (11)コンテナ苗生産 基盤施設等の整備	市町村、林業種苗 法(昭和45年法律 第89号)第10条に 基づく生産事業の 登録を受けた者及 びその登録を受け る見込みの者、森 林の間伐等の実施 の促進に関する特 別措置法(平成20 年法律第32号)第 9条第1項に基づく 認定を受けた認定 特定増殖事業者及 びその認定を受け る見込みの者、そ の他知事が認める 団体等	次の事業を行うに要する経費 コンテナ苗生産基盤施設等の整備 1 コンテナ苗生産基盤施設等 ア コンテナ苗生産施設装置等 イ コンテナ苗生産機械器具 ウ コンテナ苗生産資材 2 コンテナ苗幼苗生産高度化施設等 ア 幼苗生産施設装置等 イ 幼苗生産機械器具 ウ 幼苗生産資材 3 普通苗生産基盤施設等 ア 普通苗かん水施設等 4 被災施設等の再整備	定額(1/2以内)			別記(林木育種事業(コン テナ苗生産基盤施設等の 整備))の様式による。